

# 事業用家屋・償却資産に係る 固定資産税・都市計画税を軽減します

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が一定以上減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税分に限り、固定資産税・都市計画税の軽減を行います。なお、軽減を受けるには申告が必要です。

①特例適用の要件に合致しているか、認定経営革新等支援機関等に確認依頼を行う。  
②同機関等から確認(確認書発行)を受けた後、税務課資産税係に軽減の申告をする。  
※認定経営革新等支援機関等の一覧は、中小企業庁または金融

## 償却資産の申告は令和3年2月1日(月)まで 1月12日(火)までの早期申告にご協力を!

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されているものが対象になります。

令和3年1月1日現在所有している償却資産については、令和3年度の課税対象となります。  
※資産の種類および償却資産申告書は市ホームページから確認・入手できます。

土地・家屋にかかると令和3年度固定資産税と都市計画税は、令和3年1月1日現在の現況に基づき、令和3年1月1日現在の所有者に課税されます。  
令和3年1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに税務課資産税係まで連絡してください。  
令和3年1月2日以降に家屋を取り壊した場合や土地や家屋を売却した場合でも、令和3年度の固定資産税・都市計画税は、1月1日現在の所有者に課税されます。そのため、売買の日以降の負担については、先に当事者間で決めておいてください。また、所有権移転登記はお早めに済ませてください。

税務課資産税係 (☎983-2480)

## 令和3年度申告から償却資産申告書等の 提出先が変わります

令和3年度償却資産申告から提出先が京都府税務機構に変わります。京都府内の市町村(京都市を除く)は、申告書を京都府税務機構に一括で提出(郵送可)することができ、事前に送付していた申告用紙も京都府税務機構から送付されます。

なお、償却資産申告と併せて新型コロナウイルス感染症に係る特例の申告をされる人は、市税務課資産税係に提出してください。  
☎京都府税務機構業務課償却資産担当 (☎414-4503)

## 国民健康保険料(第8期分)の納期限は 令和3年2月1日(月)まで

市税取扱金融機関、コンビニまたは市役所で納めてください。  
※国民健康保険料を口座振替または納付書により納入の人全員に、所得税または市・府民税の申告に利用できる納付済通知書を1月末に送付します。  
税務課収納係 (☎983-2481)

## 宇治税務署からのお知らせ

### 令和2年分の確定申告期間は2月16日(火)～3月15日(月)

宇治税務署の申告会場は、2月16日(火)から開設します(閉庁日を除く。なお、2月21日(日)・28日(日)は受付していません)。相談受付時間は、午前9時～午後4時。混雑状況に応じ、入場制限や早めに受付を終了する場合があります。税務署の駐車場は身障者用駐車スペースを除き利用できません。臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。  
税理士による申告相談日時 2月8日(月)・9日(火) 午前9時30分～正午、午後1時～4時(受付は午前9時～午後3時)

### 確定申告書の作成は 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」が便利!

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。作成した申告書は、e-Tax(データ送信)または印刷して郵送等により提出できます。スマホを利用して確定申告書の作成・送信もできます。また、手書きで作成される人で確定申告書や手引きが必要な人は宇治税務署や申告会場、指導会場ほか、市役所税務課市民税係でも1月26日(火)から配布。国税庁ホームページから入手することもできます。

宇治税務署 (☎0774-44-4141)

## 国保からのお知らせ

### 高額療養費(外来年間合算)

#### 70歳以上の国民健康保険被保険者

基準日(※)時点の所得区分が一般または低所得の人について、計算期間(令和元年8月1日～令和2年7月31日)のうち、一般または低所得区分であった月の外来診療自己負担額の個人ごとの合計額が14万4千円を超える場合に、その超えた額を支給します。

※基準日は原則、令和2年7月31日ですが、計算期間の途中で資格を喪失された人(死亡、海外転出、生活保護受給等)の基準日は、資格を喪失された日の前日となります。

対象期間中に本市の国保に継続して加入していた人には1月中旬から順次、支給申請の勧奨通知をお送りしますので申請してください。

また、計算期間中に本市へ転入された人や本市の国保以外の被保険者は、その自己負担額も合算できる場合があります。詳しくは令和2年7月31日時点に加入してい

た健康保険へお問い合わせください。

#### 後期高齢者医療制度被保険者

計算期間中に保険者の変更がなく、高額療養費を振り込む口座番号等がわかる場合は広域連合で計算し、令和3年3月以降に支給をします。申請の必要はありません。

口座番号等の登録がない人には3月中旬から順次、支給申請の勧奨通知をお送りします。

なお、計算期間中に加入した人で、京都府後期高齢者医療の加入期間中に支給金額が上限を超えていない場合は勧奨通知を送付しません。以前に加入していた保険の自己負担額も合算できる場合がありますので、お問い合わせください。

#### 老人医療被保険者

高額療養費の勧奨通知は送付しません。該当されると思われる人は、計算期間中のすべての領収書を持って、窓口へお越しください。

なお、計算期間中に市町村を異動(転出入)した場合は、前市町村分の合算はできません。

### 傷病手当金を支給します

国民健康保険および後期高齢者医療被保険者のうち、新型コロナウイルスに感染(疑いを含む)したために労務に服することができない人(被用者)は、申請により手当金が支給されます。

対象者 次の条件を満たす人

①療養により労務に服することができなくなった日が連続する3日間を含み4日以上あった

②①の期間中に給与等の全部または一部を受け取ることができな

かった  
支給対象期間 労務に服することができなくなった日から連続して3日間(待期待期間)を経過した後、4日目以降の就労ができない期間(令和2年1月1日～令和3年3月31日)のうち、就労を予定していた日  
支給額 (直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×日数  
※申請書は国保医療課窓口、市ホームページから入手可。

国保医療課 (☎983-2962 <国保係>、☎983-2976 <医療係>)